

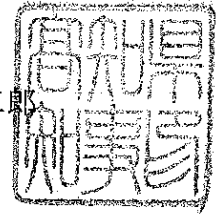


14高環保第300号

平成14年6月11日

経済産業大臣 平沼 赳夫 様

高知県知事 橋本 大二郎



太平洋セメント土佐工場発電所3号発電設備建設計画
に係る環境影響評価準備書について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第1項及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の13の規定による意見は下記のとおりです。

なお、電気事業法第46条の14の規定に基づき、事業者に対し勧告をするに当たっては、環境の保全についての本件意見の内容が十分に勘案されますようよろしく御配慮下さい。

記

1 基本的事項について

(1) 工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった環境問題が生じた場合、または予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに調査等を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講ずること。

(2) 計画地周辺の比較的良好な大気環境が今後とも維持されるよう、大気汚染物質については、準備書記載の計画値を確実に達成すること。

特に燃料として石炭を利用することにより二酸化炭素の排出量が増加することから、3号発電設備における対策に加え、既施設において排出抑制対策を講じることにより、セメント工場全体から発生する二酸化炭素排出量の抑制に努めること。

2 評価書への記載事項について

- (1) 予測の前提として使用した現況調査の結果及び既存資料の解析結果などについては、関係機関と協議のうえ、資料編として評価書に記載すること。
- (2) 評価の結果に記載されている環境保全対策は予測の前提としているのか、または予測の結果必要とされる環境保全対策であるのかを明確にしたうえで、評価書に記載すること。
- (3) 方法書知事意見に対する事業者見解において、重金属等微量物質に関し「燃料として使用する石炭・オイルコークスの性状を調査し、本計画に伴う環境の程度を検討します。」と記載されているが、その検討結果及び環境影響評価の項目として選定しなかった理由について評価書に記載すること。